

4.8.4 ▶ 避難指示区域等における 防火・警戒活動¹⁾

避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策として、定期的に巡回を実施した。

管内の大部分が警戒区域に設定された双葉消防本部では、火災の早期発見のため、監視カメラの設置を行った。また、多数の消火栓が震災により破損したことから、上水道と併せてその復旧を進めるとともに、用水路への水の放流、簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入、さらには大阪市消防局から譲渡された遠距離大量送水システムの導入、静岡県富士市消防本部及び愛知県新城市消防本部から譲渡された大型水槽車の導入等により消防水利の確保を図った。消防庁では、監視カメラ、簡易型防火水槽、高性能水中ポンプの整備に係る財政支援を行った。

双葉消防本部を中心に、避難指示区域等における防火・警戒活動等について以下に記載する。

1 「警戒区域及び計画的避難区域における双葉消防本部火災対策計画」の策定

当該計画は、警戒区域等における大規模火災の発生に対処するため、管轄区域内の特に被害の拡大が予測される建物の密集地域並びに消防水利の確保が困難な地域を特定し、警戒活動の強化を図ると共に、予め水利状況・道路状況・建築物数・密集率・危険物施設・空間放射線量等の現状調査を詳細かつ周到に実施し、効果的な消防活動を展開するために、各町毎の防御戦術の計画を策定し、平成23年10月1日から実践移行している。

2 警戒区域内の火災の早期発見及び早期消火体制の確立

(1) 警戒区域内の巡回警戒強化

警戒区域内における火災を、早期に発見し消火するために、毎日昼間帯と深夜帯に消防ポンプ自動車及び救急車による巡回広報を実施している（写真4.8-12）。

これに加え、特に避難住民の警戒区域内一時立入時は、午前・午後並びに住民が圏外に移動した後に

も、消防ポンプ車等により警鐘を鳴らして巡回広報を実施している。



写真4.8-12 警戒区域巡回活動(夜間)¹⁾

3巡目の一時立入から自宅以外の場所に立入ることが可能になったことから、墓地周辺の巡回警戒を強化した。墓参時の火気の取扱いに関する注意喚起を促すために、防火ポスターを設置している。

また、消防団による警戒区域内における定期的な町内の巡回警戒活動も実施している。

平成23年11月18日及び12月25日には、富岡町消防団が醗酵肥料生産工場の発煙事象を発見し、消防本部へ通報を行った（写真4.8-13）。



写真4.8-13 醗酵肥料生産工場における発煙¹⁾

(2) 震災によるがれき仮置き場の警戒強化

警戒区域内におけるがれきは、行方不明者捜索に併せて集積化が図られ、富岡町・大熊町・双葉町では、がれき集積場（写真4.8-14）からの発火が懸念されることから、消防活動環境を確認するために行っている管内線量調査等と併せ、警戒活動を実施している。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 活動概要報告 平成24年10月

特に津波被害の大きかった浪江町請戸周辺の大規模集積場では、推定100,000m³を超える集積場も存在することから、一旦発火すれば大規模化かつ高濃度放射性物質を含む飛灰拡散も予想されるため、警戒を強化し火災の早期発見に努めているほか、有効な消火用水利を確保するために詳細な調査を実施している。



写真4.8-14 がれき集積場¹⁾

また、津波被害地区に放置されているLPGボンベ（写真4.8-15）についても、腐食や破損があり、内圧上昇により破裂した場合、ガス漏えいや火災の発生危険の恐れがあることから、地方振興局との協議を実施し、腐食・破損の状況、ガスの種類、所有者、表面放射線量等の調査を行っている。調査の結果、毒性ガス・可燃性ガスが充填されたままのボンベも存在していることなども判明しており、火災発生・危険発生防止の観点から、所管機関に対して、詳細かつ継続的な報告を実施している。



写真4.8-15 LPGボンベ集積箇所¹⁾

(3) 消防水利の確保

20km圏内の警戒区域においては、水道管の破断等により1,217基のうち、広野町190基・楢葉町81基を除く946基（77.7%）の消火栓が使用不能に陥っているほか、用水路も所々損壊し、水が流れていない状況のため、防火水槽による消火活動が主体となる。このため、すべての防火水槽の破損状況を調査するとともに、構成町所管課と連携して除草・給水等の維持管理の徹底を進めている（写真4.8-16）。



写真4.8-16 防火水槽の点検¹⁾

双葉消防本部管内の防火水槽は震災の影響により約10%が使用不能になっており、浪江町・双葉町では津波などの影響により防火水槽が破壊され、約15%から20%の防火水槽が使用できない状況となっていたため、10tクラスの地上設置型防火水槽を、平成23年6月から順次32基、警戒区域に設置した。

このほか、大阪市消防局から遠距離大量送水システム及び水槽付消防ポンプ自動車（写真4.8-17）等の無償譲渡を受け楢葉分署に配備した。また、静岡県富士市消防本部及び愛知県新城市消防本部からは、10t大型水槽車の無償譲渡を受け、川内出張所及び楢葉分署に各1台ずつ配備をした。



写真4.8-17 水槽付消防ポンプ自動車¹⁾

伊達地方消防組合消防本部においても、大阪府高槻市消防本部から譲渡された大型水槽車を配備している。

(4) 監視カメラの設置

巡回警戒を毎日実施しているが、被ばく線量管理の観点から、365日24時間体制での活動が困難である。このため、24時間体制で各町の準市街地を監視するため、立入が制限されている各町（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の役場屋上等に監視カメラを設置し、平成24年4月1日から火災を早期発見できる体制運用を開始している（写真4.8-18）。



写真4.8-18 火災監視カメラ
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部提供)²⁾

(5) 警戒区域等における県内応援隊の活動方針

前述のとおり、警戒区域及び避難指示区域^{*1}（以下「警戒区域等」という。）における消防体制については、管轄消防本部において消防水利の確保や所要の資機材の整備を図っているが、大規模な火災等が発生した場合に備え、福島県消防広域応援隊（以下「県内応援隊」という。）の活動方針^{*2}について、平成23年11月に策定された（平成24年11月改定）。

この活動方針では、県内応援隊は警戒区域等で発生した大規模火災に係る消火活動を対象業務とし、活動方針に定められている被ばく線量管理のもと、業務への従事制限や立入りの制限、防護資機材の着用、スクリーニング及び除染の実施等、職員の健康管理を遵守して実施することとされている。

県内応援隊は、要請消防本部（管轄消防本部）と調整し受援計画に基づき、代表消防機関からは、指揮隊、消火隊、後方支援隊を、各消防本部からは、各消防本部の実情により出動可能な消火隊を派遣して編成するものとしている。管轄消防本部は、有事の際に県内応援隊の活動がスムーズに行われるように受援計画^{*3}を定めるものとしている。

(6) 緊急消防援助隊の運用方針

前述の県内応援活動に加え、福島県から緊急消防援助隊の派遣要請を受けた場合、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき出動することとなるが、この場合の運用について事前に消防庁から示された。この運用では、指揮支援部隊、都道府県指揮隊、消火部隊、遠距離大量送水隊、毒劇物等対応隊、航空部隊、後方支援部隊を予め示すとともに、前述の県内応援隊の活動方針や「東京電力福島第一原子力発電所周辺地域における福島県消防防災ヘリコプターの活動指針」に準じて、管轄消防本部又は福島県航空隊の指揮又は調整の下に活動することとされている。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 活動概要報告 平成24年10月

2) 消防庁 平成24年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/index.html>（平成25年1月21日参照）

*1 計画的避難区域及び平成23年12月26日に見直された帰還困難区域、移住制限区域、避難指示解除準備区域を含む。

*2 福島県広域消防相互応援協定に基づく警戒区域及び避難指示区域内の広域応援隊の活動方針

*3 受援計画では、主に集結場所、誘導員の配置、線量状況（線量マップ、活動エリア）、水利状況、道路状況、スクリーニング、除染計画、その他必要事項等を定めるものとする。

3 警戒区域内の火災を想定した消防訓練の実施

警戒区域内の火災を想定した消防訓練も実施している。平成23年12月20日及び27日には、警戒区域（密集地域）で火災が発生したことを想定し、双葉消防本部、福島県及びオフサイトセンターが連携した机上訓練を実施した（写真4.8-19）。



写真4.8-19 現地指揮本部訓練(机上)
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部)¹⁾

平成24年3月13日には広野町において、福島県広域消防相互応援協定に基づく大規模火災対応訓練や、消防本部受援計画（指揮本部）及び大規模火災警防計画の検証、制度向上を図るための実動訓練を実施した（写真4.8-20）。



写真4.8-20 現地指揮本部訓練
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部)¹⁾

平成24年11月19日にも双葉郡川内村下川内地内にて、双葉消防本部、郡山消防本部、須賀川地方広域消防本部及び白河地方広域市町村圏消防本部の4消防本部17隊80人で大規模な林野火災が発生したことを想定した合同訓練を実施した（写真4.8-21）。

訓練に参加した隊員は、放射線防護対策として、全面マスクや防火衣の中に防護衣を着装して消火活動を行い、活動の連携や、活動現場の空間線量の測定、隊員の被ばく管理など安全管理と消火活動に必要な対策について確認を行うとともに、富岡消防署川内出張所にて、活動後の隊員及び車両のスクリーニングや除染の手順について確認した。



写真4.8-21 警戒区域内大規模火災を想定した広域消防応援訓練の様相(郡山地方広域消防組合消防本部)²⁾

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 活動概要報告 平成24年10月
2) 郡山地方広域消防組合消防本部

4 一時帰宅に対する活動¹⁾

平成23年5月7日、原子力災害現地対策本部長から、「警戒区域への一時立入」について実施する旨の発表により、5月10日（川内村54世帯、92人）を初日として開始された。

警戒区域設定以降に実施されている警戒区域内への住民の一時立入に際して、現地消防本部は立入の車両に同行するとともに、福島県広域消防相互協定に基づき応援に駆け付けた福島県内の各消防本部の活動支援を受け、体調不良になった者等の救急搬送等を実施した。写真4.8-22に双葉消防本部における一時帰宅時の支援活動の状況を示す。



写真4.8-23 中継基地の様子(田村市都路古道)¹⁾



写真4.8-22 一時帰宅時の支援活動
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部)²⁾

県内の各消防本部の活動拠点として、原子力発電所事故の警戒区域外に中継基地（南相馬市・田村市・川内村・広野町・双葉郡内）、区域内に前線基地が設けられ、中継基地では、一時帰宅者の受付・注意事項等の確認、前線基地では情報収集が行われた。写真4.8-23に中継基地の様子を示す。

指揮隊は、中継基地で一時帰宅者に発生した救急事案等の指揮を、救急隊は一時帰宅者に発生した救急事案に出動し、県内外への搬送を行った。

図4.8-5に一例として平成23年6月9日時点の一時立入への対応場所を示す。

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月
2) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 消防通信No.5 平成24年9月1日
<http://www.futabashobohonbu.jp/index.html> (平成25年1月21日参照)

図4.8-5 一時立入対応場所及び福島県内応援等消防活動概要の一例（平成23年6月9日時点）



- 一時立入場所：富岡町・楢葉町
 （管轄消防本部）
 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 救急隊 2 隊 → 一時立入りに同行
 （県内応援消防）
 いわき市消防本部 指揮隊 1 隊
 救急隊 1 隊 → 広野町中央体育館で待機
- 安達地方広域行政組合消防本部 救急隊 1 隊
 伊達地方消防組合消防本部 救急隊 1 隊 → 川内村村民体育館で待機
- 一時立入場所：大熊町・双葉町
 （管轄消防）
 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 救急隊 2 隊 → 一時立入りに同行
 （県内応援消防）
 郡山地方広域消防組合消防本部 指揮隊 1 隊
 救急隊 1 隊 → 田村市古道体育館で待機
 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 救急隊 1 隊